

平成26年第19回教育委員会定例会記録

平成26年11月12日（水）

杉並区教育委員会

教育委員会記録

日 時 平成26年11月12日（水）午後2時00分～午後2時57分

場 所 教育委員会室

出席委員 委員長 馬場俊一 職務代理者 對馬初音
委員 伊井希志子 教育長 井出隆安

欠席委員 委員 折井麻美子

出席説明員 事務局次長 井口順司 学校担当部長 和久井義久
生涯学習スポーツ担当部長 井山利秋 中央図書館長 渡辺均
庶務課長 岡本勝実 教企企画課長 筒井鉄也
学務課長 植田敏郎 特別支援課長 塩畑まどか
学校支援課長 青木則昭 学校整備課長 喜多川和美
生涯学習推進課長 濱美奈子 スポーツ振興課長 人見吉也
済美教育センター所長 白石高士 済美教育センター統括指導主事 平崎一美
済美教育センター統括指導主事 大島晃 済美教育センター就学前教育担当課長 加藤康弘
中央図書館次長 大林俊博

事務局職員 庶務係長 井上廣行 法規担当係長 岩田晃司
担当書記 仲野祥一

傍聴者数 1名

会議に付した事件

(議案)

議案第59号 「平成26年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価（平成25年度分）」について

(報告事項)

- (1) 「平成25年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」の概要及び結果について
- (2) 桜上水北図書館サービスコーナーの新設について

目 次

議事録署名委員の指名について	4
議案	
議案第59号 「平成26年度教育に関する事務の管理及び執行の状況 の点検及び評価（平成25年度分）」について	4
報告事項	
(1) 「平成25年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」の概要及び結果について	13
(2) 桜上水北図書館サービスコーナーの新設について	22

委員長 皆さん、こんにちは。

今日は少し前置きを。テニスの錦織選手は残念でしたけれども、素晴らしい活躍だなど、昨日はちょっと興奮していたのですけれども、やっぱり相手は強いな、世界には強い選手がいっぱいいるなどというのを改めて感じました。これからも、いろいろな形で小学生、中学生がまた頑張ってくれると嬉しいなど、そんなニュースがたくさん出てくるといいなというふうに思っています。

それでは、ただいまから、平成26年第19回杉並区教育委員会定例会を開催いたします。

本日は折井委員が欠席ですが、定足数は満たしておりますので、このまま議事を進めたいと思います。なお、本日の議事録の署名委員は對馬委員にお願いいたします。よろしく申し上げます。

それでは、本日の議事に入らせていただきます。本日の議事日程は、ご案内のとおり、議案が1件、報告事項が2件となっております。

それでは、議題に入らせていただきます。日程第1、議案第59号「『平成26年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価（平成25年度分）』について」の議案を上程し、審議いたします。庶務課長からご説明をお願いいたします。

庶務課長 では、私から、議案第59号について、ご説明をさせていただきます。お手元の資料、1ページ目をご覧ください。

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第27条によりまして、教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行状況について、点検評価を行うこととされております。そこで、平成26年第11回の教育委員会定例会で決定された方針に基づきまして点検評価を実施し、このたび、結果をまとめたものでございます。

実施方針ですが、課題や今後の方向性を明らかにすることを目的として、教育ビジョン2012推進計画に掲げる事業のうち、次のページの目標ⅠからⅦまでございますが、ここに掲げております主な21事業を対象として、平成25年度の実施状況を踏まえ、点検と評価を行いました。

学識経験者による評価は、文教大学の金藤ふゆ子先生と、それから、学習院大学の久保田福美先生にお願いをいたしました。

次に、評価内容の説明をさせていただきます。3ページをご覧ください。

目標Ⅰになります。「学びをつなげ、切れ目のない教育を進めます」ですが、「杉並区小中一貫教育基本方針」の改定や「杉並区幼保小接続期カリキュラム・連携プログラム」の作成により、一貫性のある教育を推進するとともに、夏季・休日パワーアップ教室、親子体力づくり教室等の教育課程外の事業にも積極的に取り組み、義務教育終了時点での学習習熟度や体力度の向上を目指しています。今後も、子どもたちの学力、体力、社会性を確実に育むため、各学校・地域の実情に応じ、一貫した教育・保育活動を支える教育行政の仕組みや人材等の基盤を確かなものにしてまいります。

学識経験者からは、校種による違いを乗り越える取組、また、行政側からの具体的な支援の必要性等についてのご意見をいただくとともに、今後もさらなる事業の充実に向けての努力が期待されました。教育委員会としても、関係各課との連携・協働を深めまして、着実に取組を進めてまいりたいと考えております。

9ページの目標Ⅱ「学校の経営力・教育力を高めます」です。区の独自教員、指導教授、学校司書、中学校の部活動を支援する外部指導員等、様々な人材の配置によりまして、学校の経営力・教育力を高めることができました。教員の学習指導に対する子どもの肯定率は高い水準を維持し、学校図書館での子ども1人当たりの年間貸出冊数は増加をしております。

課題といたしまして、人材の組織的な配置や、若手教員が増加する中、教職員の力量形成や一層の指導力の向上があります。13ページに、学識経験者による評価がございますが、学識経験者からは、学校司書の全校配置、区独自教員の活用による施策の効果、部活動への支援等について、よい評価をいただいたところです。そのうえで、行政の支援の継続について期待が寄せられました。教育委員会としても、適正な人材配置のもと、各校に応じた支援、区独自教員の任用体系の展開を行ってまいります。

続きまして、14ページの目標Ⅲをご覧ください。「個に応じた学び・成長をきめ細かく支えます」ですが、就学支援相談体制の見直しや学齢期児童の発達障害支援事業の実施、不登校対策としての適応指導教室運営、いじめ対策としてのいじめ電話レスキューの開設など、個に応じた支援を進め、子どもたちの学びや成長に寄与しました。今後も特別支援

教育の充実を進めるとともに、いじめ・不登校対策についても原因の分析、課題の把握に努め、支援や施策の見直しを行ってまいります。

続きまして、18ページをご覧ください。目標Ⅲに関する学識経験者の評価ですが、どの学校でも、特別な支援を必要とする子どもが多く在籍していることから、さらなる人的支援を期待されました。また、不登校児童・生徒の出現率が増加していることを見逃してはならないとの指摘も受けております。教育委員会では、各校の実情を踏まえ、校内支援体制構築への支援、そして、学校への人的支援を進めてまいります。また、不登校が増加したことについては、真摯に受けとめ、原因分析と対応策を行っていききたいというふうに考えております。

次に、19ページの目標Ⅳ「家庭・地域・学校が協働し、共に支える教育を進めます」をご覧ください。地域運営学校は、平成25年度末で23校と、全体の約3分の1を占めるまでになり、3年連続で「優れた『地域による学校支援活動』推進にかかる文部科学大臣表彰制度」を受賞するなど、全国的にも高い評価を受けております。また、地域教育推進協議会のモデル地区では、地域住民との交流が進んでおります。今年、金藤先生のご協力を得て行った地域運営学校の成果検証等に基づき、今後も地域とともにある学校づくりを推進してまいります。

23ページをご覧ください。目標Ⅳに関する学識経験者の評価でございます。「杉並区立小中学校新しい学校づくり推進基本方針」が策定されたことをはじめ、全体的に高い評価を得ることができました。そのうえで、地域全体で子どもの教育と学習を支える仕組みづくりの推進への期待が寄せられました。教育委員会としては、地域に開かれた学校づくりの成果を発信し、先進自治体としての役割を果たすとともに、地域の意見をできる限り反映させた学校づくりを行ってまいりたいと考えております。

続いて、24ページの目標Ⅴ「学校教育環境の整備充実を図ります」。こちらでは、耐震改築をはじめ、学校施設の整備や施設保全を計画どおりに進めたことにより、安全で快適な学習環境を確保するとともに、地域の生涯学習や防災活動の拠点としての役割の強化にも寄与いたしました。また、ICT機器類を活用した授業や災害時の子ども安全連絡網の整備によって、子どもたちの理解力向上や安心して通学できる体制づくりに努めているところです。

今後の課題としては、学校の老朽改築計画において、教育環境の整備充実と財政負担軽減の両立を図っていく必要があります。また、ICT機器の整備を一層進めていく必要があります。

28ページをご覧ください。目標Ⅴに関する学識経験者の評価です。学校の改築には、その地域の将来を見据えた学校づくりの視点に立った検討が必要であること、ICT機器を完備し、未来に生きる学習環境をつくり上げていく必要があるということなどのご意見をいただいたところです。

続いて、目標Ⅵ、29ページになります。「誰もが学び続け、その成果を活かせる地域づくりを進めます」では、図書館や社会教育センターによる事業の推進や区内各大学との連携強化により、個々の学びをきっかけにした地域への参加を進めることができました。

今後は、学びの環境を整備し、多世代にわたる区民が多様な社会活動に参加できるよう、支援の仕組みをつくってまいります。

33ページをご覧ください。目標Ⅵに関する学識経験者の評価です。「学習を通して地域でのつながりが向上した青年層の割合」、これを成果指標とすることについての妥当性の検討が促されました。杉並区としては、特に地域との関係が薄くなりがちな青年層に着目し、そのつながりの向上度を見ていこうと設定をしたものですが、学識経験者からご指摘いただいたとおり、誤差が大きくなりがちなデータですので、現在、進めております教育ビジョン2012推進計画改定の検討事項としていきたいというふうに思っております。

続きまして、34ページの目標Ⅶです。「気軽に運動を楽しみ、生涯にわたる仲間づくり・健康づくりを進めます」では、区民誰もが、スポーツ・運動を通じて健康な生活を送り、人と人とのつながりも広がるよう、平成25年9月にスポーツ推進計画「健康スポーツライフ杉並プラン」を策定し、その推進に努めてきました。また、老朽化の進んだ体育施設の整備やスポーツ推進委員の活動等を支援し、成人の週1回以上のスポーツ実施率は平成26年度の目標値を上回ることができました。今後は、関係する部署や団体とともに、スポーツ推進計画を着実に推進し、区民誰もが、スポーツ・運動をより身近に親しめるよう取り組んでいきます。

37ページをご覧ください。学識経験者からは、取組状況がC評価、こちらの計画に対して80%未満の実施というものになりますが、このC評価となった「スポーツ・健康増進活動の促進」に対しまして、より地域

に密着した活動ができる体制づくりを行うことによる進展が期待されました。学識経験者のご指摘を真摯に受けとめ、公益財団法人杉並区スポーツ振興財団やスポーツ推進委員が、スポーツ・運動の普及啓発活動の担い手として役割を果たせるよう取組を実施してまいります。

最後に、38、39ページになります。総括の評価をいただきまして、金藤先生からは、小中一貫教育の推進における「すぎなみ9年カリキュラム（外国語編）」に関する進展、また、児童生徒の学力向上・体力向上のための夏季パワーアップ教室、中学校の部活動支援への取組などに大きな評価と期待をいただきました。また、家庭・地域・学校が協働して、共に支える教育については、全国の先駆けであるとの高い評価をいただいたところでは、課題につきましては、災害時の子ども安全連絡網の整備、情報機器を活用した学習などについて、より一層、充実させてほしい旨のご意見をいただきました。

久保田先生からは、多くの評価がAであり、全体的に大変よかったという一方、ABC評価や成果指標の数値に表れてこない部分をどう見ていくかが、次年度以降の課題であるというご指摘を受けております。学校現場の実態をつかみとる努力を欠かさず、制度やマニュアルをどう活かしていくか、どう効果を上げていくか、さらに質を高めていくために何ができるかということを検証していくことが、この事業の継続に大切であるというご意見、併せまして、学校と行政が車の両輪のごとく、よい連携のもとで教育行政が推進されることを心から願っていると、期待をいただいたところでは、

内容につきましては以上です。

なお、今後のスケジュールですが、第4回区議会定例会の文教委員会で報告後、12月に区及び教育委員会のホームページに掲載をしたいというふうに考えております。

説明につきましては以上でございます。原案どおりご決定いただきますよう、ご審議のほど、よろしく願いいたします。なお、議案の朗読は省略をさせていただきます。

委員長 たくさんの資料に基づいたご説明、ありがとうございました。

それでは、ただいまの庶務課長からのご説明につきまして、ご質問、ご意見をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

それぞれ、Aという評価で、本当にいいなという部分があると思うの

ですけれども、例えば、学力向上といいますか、目標Ⅰの部分、これは多分、学校教育、幼稚園教育も含めて非常に重要な部分になってくると思います。基本的に学力そのものが着実に伸びてきているという部分が評価される部分であるのではないかなと思うのですけれども、例えば、夏季パワーアップ教室の実施というものも大きな1つのポイントになってくるだろうということで、実際には日々の授業の中でわかるとかできるとか、小学校なり中学校なり、子どもたちにとって、そういうふうに感じられる授業というものが、やっぱり重要な部分であると思うし、そこに、パワーアップ教室というものが加わってくるということで、これが、例えば週時程の中に、なかなか理解ができにくい子どもたちを対象にしながらというか、自主的な学習も含めて週に1時間ぐらい、そういう時間をとる余裕がないのかどうか。要するに、何を言っているかというところ、夏季だけじゃなくて、これを毎週の中でそういう自主的な形での学習ができるようなものがとれると、もっともっと子どもたちにとっては、学習への意欲とか、そういうものにもつながるだろうし、特に理解がなかなか遅い子にとっては、できた、わかったというものが、そういう中でも、また加えられていくのではないかなというふうに思うのですけれども、日々の授業の充実と併せて、夏休みとか、そういうものだけではなくて、普段の週時程の中でそういうものができるといいなと思うのですけれども、その辺についてはどうでしょうか。

済美教育センター所長 今、小学校も中学校も、いわゆる高学年でいうと、時間割は週29コマとあって、水曜日以外は全部6時間と小学校4年生から中学校3年生までなっています。その後、中学校ですと、部活動ですとか様々なことがあって、いわゆる時間割の中で、今、委員長からご指摘いただいたような、いわゆる補習的な学習をするような時間というのは、補習だけというのはなかなか難しいのですが、当然、授業の中でスパイラルで補習をしながら、という取組はしています。

ただ、学校でも工夫をしまして、例えば、朝のモジュール的に10分ですとか15分間を漢字ドリルとか計算ドリルなどの、いわゆる習熟を図るような学習に充てたりとか、あるいは、放課後に曜日を決めて補習をしたりとか、学校によっては、1学期の終了時期を3～4日後ろにずらし、そこは、いわゆる通常の教育課程ではなく、補習を中心に行っているという学校もあります。時間割の中で補習という時間割はとれないので、

学校が工夫して、帯状に毎日10分程度とか、そういうような工夫をしているところがございます。

委員長 モジュールの時間を組み込んで、例えば、それが15分間ずつやったとしても、3日間で1単位の時間になりますよね。その部分を継続してやっていけば、ある週の中でどこか、単に漢字ドリルや計算ドリルだけではなくて、本当に授業の一貫としてというか、そういう形でやっていくと。例えば、金曜日の6校時目に、そういう自主学習の時間みたいな、このパワーアップも含めて、もちろん強制的ではなくて、というような工夫というのもできるのではないかなと。毎週、そういうのがあると、特に学習が苦手な子どもたちにとっては、それが1つの大きなきっかけになってくるんじゃないかなと。担任の先生以外の先生にも見てもらったりとかいう、そういうようなことというのが本当に可能ならば、これは全部の学校が同じようにというわけではなく、学校ごとの工夫もあると思うのですけれども、そんな時間がとれていくと、このパワーアップ教室というものが、さらに多くの子どもたちにプラスになって影響していく部分があるのではないかなというふうに思っているのも、また、それは各学校に工夫をお願いしていくのかなというふうには思うのですけれども、基本的に学力向上そのものが、子どもたちが基礎・基本を身につけるといえることがすごく大事なことであると思うし、その確実な定着というものは、これはもう、日々の授業の中であると思うのですけれども、それがもとになって、自分で課題を見つけて、そして、自分で調べたり勉強したりとかというものを通しながら、最終的に成果として、あるいは、検証として自分自身ができるような、そんな学習というものが、これからはすごく大事になってくる部分ではないかなと思うので、そういった意味では、日頃の授業の工夫がまず大事だし、こういう、いろいろな手だてというか、特に、個に応じた指導の手だてというものを作り上げていくというのがすごく大事なことかなというふうに思って、お聞きしたんですけれども、ぜひ、その辺をまた学校全体に投げかけていただいて、工夫してもらえればな、というふうに思います。

それから、学校・家庭・地域も含めて、杉並区の教育あるいは地域との連携も含めて、大変素晴らしい内容だと思うのですけれども、やはりそれぞれがもう一度、僕はいつも思うのですけれども、教育の原点というものがあると思うのですよね。これも教育の基礎・基本だと思うので

すけれども、その原点に立ち返る、特に、家庭における教育というか、家庭のあり方とか、そういうものについては、もう一回、原点に立ち返っていくということ、もっともっと学校・家庭・地域の連携の中で投げかけていく必要があるのではないかなど。特に、保護者の方たち、保護者の方たちが悪いというわけではなくて、もう一回、子どもたちを見つめる目とか、そういう教育の原点というものに、いつも立ち返りながらということがすごく大事になっていくのかなど。そういった意味では、地域の教育力を含めて、その中身として充実していく部分があるのではないかなどと思うし、保護者の方たちの一人ひとりの子どもたちに対する見方も向上してくるというか、それはやがては学校教育にもプラスになってくるだろうし、家庭と学校との連携も含めて深くなっていくのではないかなど思うのですけれども、そんな考え方はいかがでしょうかね。

学校支援課長 家庭教育について、私からお答えさせていただきます。

教育委員会として、家庭教育にどう取り組んでいくかということは、学校支援課の中でも検討しておりまして、昨年度から家庭教育講座を小学校の各分区PTAごとに1分区から7分区に分けて開催して、それぞれの分区の中で、家庭教育についてどんなことを勉強したらいいかということ、をまず検討していただいて、教育委員会と共催でそういった家庭教育講座を開いておりますので、そういったものを通して、家庭教育についても取り組んでいきたいというふうに思っています。

委員長 特に、家庭の教育力というか、そういうものの向上というのは、これから、もっともっといろいろな意味で大事になってくる部分で、それによって、学校自体もレベルアップしていくということにもつながってくると思うので、ぜひ、その辺はさらに続けていってもらいたいなというふうに思います。

他にいかがでしょうか。

對馬委員 感想になってしまいますが、私も家庭教育はすごく大事だと思うので、今のお話で、そういう考え方は非常によかったなと思います。

久保田先生のご意見にあるように、数字はとてもいいのですけれども、そこに見えない部分というのがやはり大事というか、ただ、見えないものはここには出てこないもので、それは仕方がないのですけれども、やはり、数字だけにあらわれないところというのが非常に大事なのかなというふうに感じます。

数字にあらわすことは割と簡単かというと、例えば、年間貸出冊数というのは、1人1冊ずつ借りるという約束を1人2冊に変えれば、単純に倍とかにすることができてしまう。そういうような数字というのは、他にもいろいろあるのではないかなという気がして、やはり、その中の質の部分というのは、こういうところに出てこないからすごく難しいなと思ったのですけれども、地域運営学校とかも数が増えているというのは数字に見えるけれども、その中身がどうなっているかというのはここでは非常に見えにくいので、きっとそういうことを久保田先生がご指摘なさっているのだらうなと思ひまして、私も非常にそこが難しいし、一番大事なところなのだなと、そう感じました。

伊井委員 こういう検証そのものやっつけていらっしゃることが、私はまずすごいなというか、素晴らしいなと思っております。いろいろな制度がありますけれども、それが今どういう状態かとか、後からいろいろ振り返ってみて、問題点や課題を洗い出していくのは大事なことだなと思っております。

今、1点、気になっているのは、子どもの学力だけではなくて、様々な面で格差というのですか、家庭環境とか、いろいろあると思ひますけれども、学力というか、本当に文字を書くことそのものにしても、すごくちゃんとやれる子はどんどんやれるし、自分の意見もしっかり言えたりとかしますが、できないとか成果のない授業だと、子どもたちもだんだんそこから心が離れていってしまうというような印象を受けることが多いので、個々に対応するのは、それぞれ先生の人数も必要ですし、人的配置もすごく大変なことだとは思ひますけれども、家庭でできることも区別して、ここは家庭でぜひ支援してくださいということも、例えば具体的に提示したり、それから、子どもたちにはどうしようもない格差の部分というのをぜひ洗い出していただいて、何かそこに対策をしていただけるとさらにありがたいなと思ひます。

夏季パワーアップ教室も、夏休みは子どもたちは結構、お友達に会いたかったりするのかな、学力面であまり問題がなくても学校に行きたかったり、プールの後、パワーアップ教室に行きたいとかということもありまして、指導する先生も限られた人数なので、そのあたりも、ちょっと増やすような方向もご検討いただけないのかなというふうに思っておりますが、いかがでしょうか。

済美教育センター所長 夏季パワーアップ教室につきましては、現在のところ、中学校の方は予算がついておりますけれども、小学校の方はついていないという状況になっています。ただ、パワーアップ教室というふうに名称はつけておりますけれども、これまで、その名称がつく前までも、全ての学校ではございませんが、例えば水泳指導の前後ですとか、あるいは、学年で子どもたちを呼んでとかいうような、いわゆる補習的な授業というのは、小学校、中学校で行ってきたと認識しております。

今、全校でこういうふうに取り組んでおりますが、なかなか指導者の確保、教員につきましては、当然、勤務日になっておりますので問題ありませんけれども、個に応じていくために、学校によってはボランティア等をお願いをしてやっている学校もございますので、ぜひそういったことも含めて、より充実するように今後も考えてまいりたいと思います。

伊井委員 ありがとうございます。よろしくお願ひいたします。

あと1点、自分が関わったことで、興味のあることなのですけれども、スポーツ振興計画のところで、成人の週1回以上、スポーツを実施している人数というか、割合が増えたというようなご報告があったと思うのですけれども、これは調査なされたということですよ。

スポーツ振興課長 例年、区民意向調査というものを行っておりますので、その中で、数値がこのように変わってきたといったところでございます。

伊井委員 何か具体的に、こういうことが功を奏したのではないかというようなことはございますか。

スポーツ振興課長 東京国体や、あとは、オリンピック招致の活動がある程度、平成24年ぐらいからクローズアップされておりましたので、その辺が繋がっていたのかもしれないと思います。

委員長 他にはいかがでしょうか。特にはよろしいですか。

それでは、他には特にご意見等ありませんので、議案第59号につきまして、原案のとおり可決して異議ありませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

それでは、異議がありませんので、議案第59号は原案のとおり可決いたします。ありがとうございました。

それでは、続きまして、日程第2、報告事項の聴取を行います。

初めに、「『平成25年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査』の概要及び結果について」の説明を済美教育センター統括

指導主事からお願いいたします。

済美教育センター統括指導主事 私からは、「『平成25年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査』の概要及び結果について」、報告させていただきます。資料をご覧ください。

本調査の目的は、児童・生徒の問題行動等について、今後の生徒指導施策推進の参考とするものです。調査結果、考察、今後の取組の方向性などについて説明させていただきます。

まず、暴力行為についてです。平成25年度の暴力行為の発生件数などにつきましては資料にあるとおりです。平成24年度の状況と比較して、小学校、中学校ともに減少傾向にあります。学校においては、「暴力行為はいかなる理由からも許されない、人権を侵害する行為であり、人権尊重の精神に反する。」という全教職員の共通認識による一致協力した取組や、スクールカウンセラー等との連携による児童・生徒の多面的・客観的な個別理解に努める等の取組を進めてきたことにより、暴力行為の発生件数は、大幅に減少したものと考えております。

教育SATや特別支援教育課による学校の対応支援の過程では、自分の感情をコントロールできずに暴力行為に及ぶ児童・生徒の中に、家庭環境や発達にかかわる課題が背景にあることを把握しています。これまで、学校の生活指導上の課題解決に向けた対応に対する教育SATからの助言やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの派遣、特別支援教育課の巡回相談により、学校の対応を支援してまいりました。

今後も、暴力行為の減少のみに捉われるのではなく、暴力行為に至ったその原因や背景、これを細かに把握するとともに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門職の活用や関係機関との連携を強化し、当該児童・生徒の状況に応じた個別の支援を充実させてまいります。

次に、いじめについてです。平成25年度のいじめの認知件数、解消件数等は資料にあるとおりです。平成24年度の状況と比較して、小学校は増加傾向、中学校は減少傾向にあります。また、いわゆるネット上のいじめについては、中学校で増加傾向にあります。

いじめの問題については、これまで、教育SATを中心に、「いじめほどの学校にもどの子にも起こり得る学校の最優先課題」として学校の対応を支援してきたことにより、学校においては「どんな些細ないじめも見

逃さない。」という教職員の意識が高まっています。

中学校においては、「杉並中学生生徒会サミット」等、未然防止の取組の充実により、いじめが起きにくい学校・学級風土づくりが進み、認知件数が減少したものと考えております。

小学校においては、教職員のいじめ問題に対する意識の高まりと共に、アンケート調査やスクールカウンセラーとの面談等、早期発見の取組の充実により、きめ細かに児童の悩みや苦しみを把握してきました。そのことにより、認知件数が増加していると考えています。

これまで、「すぎなみいじめ電話レスキュー」について積極的に周知し、児童・生徒が安心していじめの悩み等を相談できる体制を整えるとともに、「杉並中学生生徒会サミット」をはじめとする、生徒会を中心としたいじめ防止の取組を支援してまいりました。

今後は、中学校の生徒会の取組を更に充実させるとともに、中学生の取組を小学生自らがいじめ防止について主体的に考え、実践する取組へと発展させ、区立学校のいじめ問題への対応が組織的・体系的に進められるよう、各学校の取組を支援してまいります。

また、増加傾向にあるネット上のいじめについては、これまで行ってきた教育SATによる学校の対応支援、すぎなみいじめ電話レスキューによる相談を着実に進めていくとともに、「(仮称)すぎなみネットでトラブル解決支援システム」の開設に向け準備を進め、児童・生徒の相談に応じ、解決に向けた支援を行うとともに、児童・生徒自らが主体的に考え、実践する取組や学校・保護者・地域・関係機関が連携する取組へと発展するよう、各学校の取組を支援してまいります。

最後に、不登校についてです。平成25年度の結果は資料にあるとおりです。全国的に、ここ数年、減少傾向だった不登校児童・生徒の人数、出現率が小中学校ともに増加しております。本区においても同様の傾向にあり、ここ数年、減少傾向であった不登校数、出現率が小中学校ともに増加しております。不登校児童・生徒の中には、情緒障害通級指導学級への通級希望者が多く見られ、また、中学校では、家庭に課題のあるケースも含め、小学校から不登校の傾向がある生徒、いわゆる「中1ギャップ」により適応できなくなる生徒等も見られました。

これまで、教員とスクールカウンセラーの連携による学校での早期対応、特別支援教育課の教育相談事業など、専門的な立場からの不登校対

応支援、そのような取組を進めてまいりました。

今後は、児童・生徒が欠席した際に学校が行う対応を具体化して明示するとともに、専門チームによる学校への巡回訪問相談により、不登校の未然防止・早期対応に向けた取組を徹底してまいります。また、中学生対象の適応指導教室を増設し、機能を拡充することで、不登校生徒の学校復帰への支援を強化してまいります。さらに、多様化する不登校児童・生徒の実態に合わせた適切な支援ができるように、総合的な不登校相談を実施するとともに、情緒障害通級指導学級の増設、特別支援教室の実施、中学校での特別支援教育支援策を検討・実施し、個別の状況に応じた支援を拡充してまいります。

私からは以上でございます。

特別支援教育課長 私から、不登校についての説明の追加をさせていただきたいと思います。

不登校が急増したことを重く受けとめまして、済美教育センター、校長会、副校長会等のもとでプロジェクトチームを組みまして、全小中学校へ再調査、それから、原因究明にあたりました。平成25年度に急増した明らかな理由というのは特定することができませんでした。今回、調査をしたことによりまして、不登校の傾向や対応策につながる状況把握が一定程度できましたので、対応策に反映してまいりたいというふうに考えてございます。

私からは以上でございます。

委員長 ありがとうございます。それでは、ただいまの説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

對馬委員 最後の不登校のところ、今後の取組の方向性の中に、適応教室の増設と情緒障害通級指導学級の増設というのがありますが、これの具体的な案を教えてくださいましたら、教えてくださいませんか。

特別支援教育課長 まず、適応指導教室の増設ですが、中学生対象の適応指導教室を宮前図書館の隣に、現在、宮前分室という区民事務所の分室がございまして、そちらの建物を利用いたしまして新しく増設する予定でございます。そこでは、今までの適応指導教室で行っていた学習指導、そのような機能のほかに、今度、新しく増設するところと、今までのところも含めまして、居場所的な機能、勉強まではちょっとなかなかいか

ないのだけれども、少しでも家の外に出てきて、少しゆったりした外での時間が持てるようにというような居場所機能を今回追加して、機能として充実させていきたいというふうに考えてございます。

それから、情緒障害通級指導学級ですが、これは小学校の情緒障害通級指導学級の待機児童が非常に多いということ踏まえまして、高井戸第四小学校に、今度の4月に新しく情緒障害通級指導学級を開設することとしてございます。

對馬委員 ありがとうございます。よくわかりました。いじめも、1回出てはいるけれども解消件数が93%と比較的高いので、これは評価できるといいますか、いいなと思います。いじめは、ないのに越したことはないけれども、いじめが出た時にどう解決していくのかというのも子どもにとって大事なことだと思いますので、やはり早期に解決するのが非常に大事な事かなと思いました。

伊井委員 取組としてすごく具体的で、それも早急に対応されているのが素晴らしいと思うのですが、不登校から復帰するというようなところで、今はマイナスな感じなのでは、成功例というのでしょうか、言葉がふさわしいかわからないのですが、こんなことをしたら子どもたちが来られるようになったというような事例というのがありますか。

特別支援教育課長 具体的には、例えば、適応指導教室に通っている中学校の不登校の子どもたちが、今すぐに中学校に戻れなくても、きちんと子どもたちの将来を一緒に考えていく、進路相談なども含めながらやっていくということで、高校に上がる時にステップアップというところで、ステージが変わる時に、高校にはきちんと進学して通えるようになるというような事例はあります。

済美教育センター所長 今のお話ですけれども、当然、子どもたち一人ひとりに応じて対応は違うのですが、やはり、学校の先生たちの対応ですとか、我々がいろいろな対応を見ている中で、大人が、あるいは子ども同士がつながりとかかわりといった、人と人との触れ合いというのをしっかり持っていくということは大切だと思っています。

小さな例ですが、例えば、小学校であるならば、手紙を届けるということをよく子どもたちや担任が行ったりすることがあります。そういったことによって、当然、会えない場合もたくさんあるのですけれども、

心のつながりというのをしっかり持っているということが、復帰しやすくなる、戻って来やすくなるという、そういう状況をつくっていくということが大切であります。

先ほど、統括指導主事から、例えば1日休んだらどうするか、どう対応するかを具体的に決めていくというご報告をさせていただきましたが、やはり、1日休んだところで教員がそのままにするのではなく、何かしら連絡をとるですとか、つまり、子どもとのつながりをしっかり持ち続けていくこと、そういうことを十分に教員にも学校にも意識させることによって、この不登校問題、当然、いじめなり、それから、暴力行為も全部そうなのですけれども、少しずつ減少というか、子どもたちの解決につなげていきたいなと思っています。

それから、この3つの行為につきまして、10年前、20年前と大きく違うなと考えているのが、いわゆる発達障害等の子どもたちが大きく関わっているというのがあります。今回、不登校につきましても、詳しくプロジェクトで調査させていただいたり、追跡調査で暴力行為等も調査したのですが、例えば、暴力行為などは発生件数12件となっておりますが、同じ子が繰り返しているというケースがたくさんあります。ですから、これが1人が何件とか、その子は前年度も、実は暴力行為を行っている。つまり、特定の子どもが自分の感情をコントロールすることができず、教員だったり他の子どもたちへの、暴力行為に及んでしまうというケースがあります。悪いことだって子どもはわかっている、なかなかその衝動を抑えきれない。ですから、生活指導上、これは今までとちょっと違った対応を今後、考えていかなければならないなというふうに感じたところでございます。

伊井委員 そうすると、やはりそこは、特別支援教育的な見地を含めた対応をこれからなさるといような方向性でしょうか。

済美教育センター所長 決してそれは、特別支援学級の子どもですとか、学校の子どもですとか、そういう意味ではないのですが、特別支援教育の視点を取り入れるというのは、今、様々な研修で取り入れてやっていますが、全ての子どもたちに優しい対応というふうに私は考えておりますが、そういった対応を教員も理解していかなければいけない。当然、保護者も理解しなければいけない。当然、同じ子どもたちも理解していかなければいけない。そういったところをしっかりとお互いが理解していく

というのは、なかなかハードルの高い取組ではありますが、順次、取り組んでいるところでございます。

對馬委員 暴力行為というのは、対人だけですか。

済美教育センター統括指導主事 対人だけではなくて、対教師暴力、それから、器物破損というものがあります。

委員長 器物破損とは、校舎内のドアを壊してしまったりとかですか。

済美教育センター統括指導主事 はい。

委員長 他にいかがですか。

私から何点か、お尋ねを含めてなのですけれども。中学生の生徒会サミットが、僕はすごく大きなプラスの効果をあらわしているのではないかなというふうに思うのですよね。これが、多分、数字にも確実にあらわれているなと思うのですけれども、中学生の取組というのは、家庭の方にもすごく影響力を与えているのではないかなと思うので、この辺、ぜひ、今後とも継続していくのでしょうけれども、小学校段階でもやはり同じようなものを、各学校では取り組んでいると思うのですけれども、全体で考えていくという、そのようなことをさらに深めていってもらいたいということが1つ、この辺は大変プラスになっているのだということ、これを改めて保護者の方たちにも啓発していただきたいというふうに思います。

それから、ネットでのいじめというのがあるのですけれども、つい最近、中学生が振り込め詐欺をしたことがあるというのが出ましたよね。いわゆる、ネットとかパソコン、特にスマートフォンがそういうことにも使われるようになってきてしまったという。この辺も保護者に、保護者にばかり言うてはいけないのですけれども、やはり、この辺は家庭でも本当に意識をしてもらわないと、「まさか、うちの子が。」というのが、またさらに出てきているのが、非常に怖いなど。振り込め詐欺を中学生が、要するに大人のまねをしてやっちゃってという、全く悪い感覚ではなくてというのが出てきているので、それにネットというものが、子どもたちの成長過程で大きなものになるのだということ、この暴力行為とかいじめも、不登校もそうなのですけれども、やはり、人権教育という、この辺の意識というのがどうなのだろうなというふうに思うのですよね。簡単に人権教育といっても、なかなか難しい部分はあるのですけれども、人権教育の意識が子どもたちには伝わっていかないという現

状があるのではないかと思うのですけれども、その辺のところはどうですかね。

済美教育センター所長 子どもたちが人権教育、例えば、自分も大切にす
るけれども人も大切にす、自分とともに他人も大切にしていこうという
感覚を今までも十分持たせるように、道徳の時間をはじめ様々な教育活
動を通して、学校は取り組んでまいりました。しかしながら、やはりこ
うやって現状を見ると、今、ご指摘いただいたとおり、子どもたちの様
々な課題というのが出てきています。特に、携帯ですとかスマートフォ
ンの急速な普及により、今まで、10年前にはなかったような子どもたちの
課題というのが出てきたのも事実です。学校教育の中で様々な取り組ん
でおりますが、今、ご指摘いただいたように、家庭での教育というのが
非常に私たちも重要であると考えています。例えば、携帯は午後9時以
降、使ってはいけないというふうに指定をしている自治体が他府県であ
りますけれども、それを教員が確認することは当然できず、家庭でそう
いうふうに使っていれば、それはもうわからない話になってしまう。で
すから、家庭で、つまり子どもたちの周りにいる大人たち全てが、やは
り意識の向上を図り、子どもたちを見守って、そして適切な道へ導いて
いくという指導がなければ、これは実現しないと考えています。

ですから、私たちは、今後、シンポジウムですとか、様々な取組を通
して、いじめだけではなく、そういう携帯、ネット等のトラブルも含め
て、全て社会総ぐるみで取り組めるようなものを考えていき、実施して
いきたいなと考えています。

済美教育センター統括指導主事 まず、小学校でのいじめの取組ですけれ
ども、昨年、教育シンポジウムで、ある小学校の児童会の取組も紹介さ
せていただきました。今年、杉並中学生生徒会サミットが終わった後の
教員の支援委員会では、中学校の取組をより充実させていくことだけ
ではなく、区立学校全体としてどうしていったらいいだろうかというよ
うなことを次年度に引き継いで、また、次年度も充実させていこうとい
う声が上がっていますので、そういったところも我々としては支援して、
つなげていきたいと思えます。

それから、ネットトラブルに関わる保護者の意識というところでは、
今、中学校のPTA協議会では、スマートフォンですとか携帯電話の利用に
ついてのルール、何かしらそういったものを考えながら示していこうか

というような取組をされているという話を聞いていますので、所長からも話がありましたけれども、そういうものをシンポジウムで、子どもの取組、保護者の取組、また、関係機関や地域の取組、そういったものを束ねたようなものを行って、それをまた区民に見ていただいて広げていきたいなというふうに考えているところです。

委員長 人権意識というのを学校だけではなくて、家庭・地域も含めて、もっともっと強めていかななくてはいけないだろうなって、すごく思うのと、それから、これは全部に関連してですが、子どもたち一人ひとりに、どういうふうに対応できているかというところが一番大事だし、でも、そこが一番難しい。対応しているのだけれども、子どもにとっては、あるいは、家庭にとっては対応されていないというふうに思ってしまうという部分もあるかもしれないし、この辺のところの学校の体制というのもすごく大事な事かなと思います。

特に、組織力の向上というのがあるのですけれども、この組織というのが学校全体で、例えば、ある子のことについて、学校全員が、全部の先生たちがちゃんとそれを把握しているか、認識しているかどうかというところも、すごく大事だと思うのですね。組織というよりも、学校全体で誰々ちゃんをちゃんと見ていますよ、というようなあたりの意識というのが、やはり、すごく大事なことになると思うのですよね。それが、やはり、保護者への啓発につながっていくのではないかなというふうに私はすごく思うのですね。

学校対応ももちろん、誰に聞いても「ああ、このことについては」というふうに答えられるというか、そういう意識が、共通理解されているということと、担任の先生とか担当する先生が、どれだけその子に対して援助を、手助けをしていってあげられるかという、それをずっと継続的にしてあげられるかというところが、すごく大事な事ではないかなと私は思っているのですね。なかなか時間的にも難しい部分があるとは思いますが、この辺については、ぜひ学校現場でも事例をいろいろな形で出しながら個別の対応ができるような、そういうような方向に持って行ってもらいたいなと思うのですけれども、いかがでしょうか。

済美教育センター所長 今、ご指摘いただきましたように、まさに学校が組織的に、本当の意味で全員の教員で全員の子どもたちを育てる、校長がよく、そのように教職員に話している場を聞きますが、ぜひ、それを

実現できるように、こちらも支援してまいりたいと考えております。

委員長 ぜひお願いしたいなと思います。

他にいかがでしょうか。よろしいですか。

では、特に他にご意見等ありませんので、この件につきましては、以上にしたいと思います。ありがとうございました。

それでは、続きまして、「桜上水北図書サービスコーナーの新設について」の説明を中央図書館次長からお願いいたします。

中央図書館次長 桜上水北図書サービスコーナーの新設につきまして、説明いたします。

この施設につきましてですが、平成26年末に廃止いたします永福和泉区民事務所桜上水北分室の跡地に図書サービスコーナーを新設いたしまして、予約図書の貸出や返却資料の受付等を行い、周辺地域の住民の方の利便性の向上を図っていきたいと考えたものです。本件につきましては、区立施設再編整備計画の第1次実施プランの中に含まれているものでございます。

続きまして、所在地でございますが、下高井戸一丁目24番15号でございます。桜上水駅の北側すぐの場所でございます。2階建の建物のうち、1階部分を活用いたしましてサービスコーナーを新設いたします。

業務内容につきましては、図書資料の貸出と返却、区立図書館利用者の登録、図書資料の予約を行ってまいります。また、ブックポストを設置いたしまして、運営時間外の返却にも対応してまいります。なお、サービスコーナーということで、図書資料は所蔵いたしません。

運営方法につきましては、民間事業者に業務を委託いたしまして運営をしてまいります。

運営時間等につきましては記載のとおりでございますが、中央図書館と同様としてございます。平日につきましては午前9時から午後8時まで、日曜・祝日につきましては午前9時から午後5時まで、休室日につきましては毎月の第1・第3木曜日と記載の年末年始としております。

今後のスケジュールでございますが、11月28日開催予定の文教委員会にて報告いたします。その後、12月末で永福和泉区民事務所桜上水北分室が廃止になりますので、来年1月初めに区民課から施設の受け渡しを受けまして、改修工事を経て、4月下旬に運用を開始したいと考えております。

その他、新しいサービスコーナーにつきましては、証明書自動交付機を設置いたしまして、住民票、印鑑登録証明書、住民税証明書の交付サービスも併せて行ってまいります。

以上でございます。

委員長 ありがとうございます。それでは、ただいまのご説明につきまして、ご質問・ご意見がありましたらお願いいたします。いかがでしょうか。

對馬委員 資料ではなくて図書資料と書いてあるのですけれども、書籍のみということですか。例えば、CDとか雑誌とか紙芝居とか、そういったものは扱わないということでしょうか。

中央図書館次長 今のところ、図書というふうに考えてございます。書籍が主ですね。

對馬委員 書籍のみというのでは、CD等をリクエストとしても、ここでは借りられないということでしょうか。

中央図書館次長 もう一度、しっかり確認したいと思います。今のところ自分たちが考えているところでは、書籍が主ということで動いていましたが、今、ご意見をいただきましたので、もう一度、確認したいと思います。

對馬委員 貸出や返却が、例えば、紙芝居が大き過ぎて入らないとか、そういうのであれば仕方がないと思うのですけれども。わかりました。

委員長 特に他にはいいですか。

それでは、他には特にご意見等ありませんので、この件につきましては以上にしたいと思います。ありがとうございます。

報告事項につきましては以上です。

本日予定されておりました日程は、全て終了いたしました。庶務課長からご連絡をお願いいたします。

庶務課長 次回の日程でございますが、次回の定例会は11月26日（水）の午後2時からを予定しております。よろしくをお願いいたします。

委員長 それでは、次回の定例会は、11月26日（水）午後2時からということですので、ご予約をお願いいたします。

それでは、本日の委員会を閉会とします。ご苦労さまでした。